

児童相談所における一時保護の手続等の在り方 に関する検討会の開催について

1. 趣旨

平成 29 年 6 月 14 日に成立した「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 69 号）附則第 4 条では、政府は、同法の施行後 3 年を目途として、児童相談所の体制の整備の状況、家庭裁判所の関与の下での児童福祉法第 6 条の 3 第 8 項に規定する要保護児童を適切に保護するために都道府県及び児童相談所が採る措置の実施状況その他の同法による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、同法による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。

また、令和元年 6 月 19 日に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第 46 号）附則第 7 条第 2 項では、政府は、同法の施行後 1 年を目途として、児童福祉法第 6 条の 3 第 8 項に規定する要保護児童を適切に保護するために都道府県及び児童相談所が採る一時保護その他の措置に係る手続の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。

これらを踏まえ、上記各事項等について検討等を行うため、本検討会を開催する。

2. 構成等

- (1) 検討会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 検討会には、構成員の互選により座長を置く。
- (3) 検討会は、座長が必要があると認めるときは、関係者等の参加を求めることができる。
- (4) 検討会は、厚生労働省子ども家庭局長が、学識経験者及び実務者等の参集を求めて開催する。
- (5) 検討会の庶務は、子ども家庭局家庭福祉課が行う。
- (6) この要綱に定めるもののほか、本検討会の開催に必要な事項は、座長が子ども家庭局長と協議の上、定める。

※ 関係者等：法務省等の関係省庁、最高裁判所、有識者等

3. 主な検討事項

以下の事項に関する効果的な運用も含めた手続等の在り方

- (1) 一時保護・社会的養護措置その他児童相談所が採る措置
- (2) 一時保護等に関する司法関与
- (3) 保護者への指導・支援

4. その他

- (1) 検討会は、原則公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、自由闊達な意見交換に支障があると判断される場合など、必要があると座長が認めた場合は、会議を非公開とすることができる。
- (2) 会議資料及び議事録については、原則、後日ホームページにおいて公開する。ただし、資料や議事の内容により非公開にする必要があると座長が認めた場合は、その理由を明示するとともに、座長が認める範囲において資料や議事要旨を公開する。

児童相談所における一時保護の手続等の在り方
に関する検討会 構成員名簿

(五十音順、敬称略)

今井 弘晃	東京家庭裁判所家事第2部 部総括判事
川瀬 信一	千葉県生実学校星久喜中学校分教室 教諭
久保野 恵美子	東北大学大学院法学研究科 教授
小平 かやの	東京都児童相談センター相談援助課 医長
杉山 悦子	一橋大学大学院法学研究科 教授
鈴木 聡	三重県児童相談センター 市町アドバイザー
高田 昌宏	早稲田大学大学院法務研究科 教授
高橋 温	弁護士（新横浜法律事務所）
土居 聡	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター 参事、弁護士
橋本 和明	花園大学社会福祉学部臨床心理学科 教授
橋本 佳子	名古屋市中心児童相談所 主幹、弁護士
中村 みどり	Children's Views & Voices 副代表
藤林 武史	西日本こども研修センターあかし 企画官
宮口 智恵	認定NPO法人チャイルド・リソース・センター 代表理事
茂木 健司	江戸川区子ども家庭部 一時保護課長
吉田 恒雄	認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク 理事長